

会 費 規 程

平成25年 2月25日 制 定

平成28年 3月24日 一部改正

平成28年 6月15日 一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の金額を納入しなければならない。

法人正会員	10,000 円
個人正会員	2,000 円
賛助会員	無 料
サポーター	無 料

(入会金の納期)

第3条 入会金は、当法人から入会承認の通知を受けた後、速やかに納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、別表に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- 2 法人正会員はその正規従業員数により、ランク分けをする
- 3 当法人役員は、別表に定める役職加算会費（年額）を納入しなければならない。
- 4 法人正会員の業態のうち、主たる業態が卸売り販売業、多店舗薬局等の会員については、会費の該当ランクを2ランク下げる。
- 5 定款7条3項に定める特別会費は総会の決議により徴収することが出来る。

(会費の事業配賦)

第5条 正会員（法人・個人）の会費の25%以上を公益目的事業費として支出する。

(会費の納期)

第6条 会員は、毎事業年度、9月末までに会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第7条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 前項の会費の納入は、当人から入会承認の通知を受けた後、速やかに納入しなければならない。

(入会金及び会費の免除)

第8条 定款7条4項の定めにより、既納拠出金は返納しない。

(寄附による会費の減免)

第9条 寄附文化醸成に向け寄附金額の半額に相当する金額を、寄附を納入した事業年度の次事業年度の会費から減免する。

2 減免額は当該会員の会費（年会費と役職加算会費の合算額）を上限とする。

3 賛助会員・サポーターの会費及び寄附金等取扱規程第2条2項に定める寄附金は、本条の適用外とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議による。

付 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

3 この規程は、平成28年6月16日より施行する。

【別表】

会員 区分	ラ ン ク	年会費 (円)	会 費 徴 収 基 準							
			法人正会員の正規従業員数							
			20 人 未 満	20 人 ～ 49 人	50 人 ～ 99 人	100 人 ～ 149 人	150 人 ～ 299 人	300 人 ～ 499 人	500 人 ～ 999 人	1,000 人 以 上
法人正会員	1	40,000	○							
	2	60,000		○						
	3	80,000			○					
	4	120,000				○				
	5	180,000					○			
	6	240,000						○		
	7	360,000							○	
	8	480,000								○
個人正会員		20,000								
賛助会員	1口	40,000	会費は寄附金とする。							
サポーター		3,000	会費は寄附金とする。							
入 会 金	法人	10,000	新規入会正会員から徴収する。							
	個人	2,000								
役職加算 年会費	会長：100万円、副会長：50万円、 専務理事：30万円、常務理事：10万円、理事：3万円									
	※個人正会員が役職に就任した時 専務理事：5万円、常務理事：3万円、理事：1万円									